

降水見舞金補償規程

第1条（当社の支払責任）

当社は、当社が予め指定するツアー、ホテルまたは日帰りゴルフに参加した旅行者が、第3条（降水お見舞いサービスの提供）に該当する場合において、降水見舞金補償規程（以下「当規程」といいます。）に従い、旅行者に降水お見舞いサービス（以下「お見舞いサービス」といいます。）を提供します。

第2条（用語の定義）

当規程において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

用語	定義
宿泊予定施設	旅行者が宿泊を予定している施設をいいます。
日帰りゴルフ施設	旅行者が日帰りでプレーを予定しているゴルフ場をいいます。
予定滞在地	宿泊予定施設または日帰りゴルフ施設付近に設置された気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所の中から、当社が予め指定した観測所のことをいいます。
雨が降る	予定滞在地に設置された気象庁の雨量計で、1時間（毎時0分から60分の1時間のことをいいます。以降同様です。）あたり0.5mm以上の雨、みぞれ、雪またはあられが観測された状態のことをいいます。
降水お見舞い補償時間帯	降水見舞金補償の適用条件に該当するか否かを判定するために、雨量を観測する時間帯のことをいいます。
雨が降り続く	降水お見舞い補償時間帯において、1時間0.5mm以上の雨、みぞれ、雪またはあられが、連続して降っている状態をいいます。一度でも1時間0.5mm未満となった場合は、連続していないとみなします。
降水お見舞いサービス説明書	降水見舞金補償の適用条件（予定滞在地および降水お見舞い補償時間帯を含む）、お見舞いサービス内容（還元方法および上限額を含む）等が記載された書面のことをいいます。
当該旅行代金	当規程が適用されたツアーにおける旅行会社へ支払う費用のことをいいます。
当該宿泊代金	当規程が適用されたホテルにおける宿泊費用のことをいいます。
当該ゴルフ代金	当規程が適用された日帰りゴルフにおけるゴルフ場へ支払う費用のことをいいます。

第3条（降水お見舞いサービスの提供）

当社は、下表の区分ごとに定める適用条件に該当した場合において、下表の区分ごとに定めたお見舞いサービスを旅行者へ提供いたします。但し、1旅行者あたり10万円を上限とします。

区分	適用条件	お見舞いサービス内容	上限額
ツアー （旅行）	①予定滞在地において、旅行初日の13時から最終日の13時までの間、雨が降り続いた場合（但し、18時～8時を除く）	旅行会社へ支払う費用の100% ×てん補割合	1人あたり 10万円
	②上記①の支払事由には該当しないが、下記③の支払事由に該当する宿泊日が生じた場合	旅行会社へ支払う費用 ×（下記③支払事由日数 ÷全宿泊日数） ×てん補割合	1人あたり 10万円
ホテル （宿泊）	③予定滞在地において、宿泊日の15～18時の3時間、雨が降り続いた場合	宿泊費用の100% ×てん補割合	1人あたり 10万円
日帰りゴルフ	④予定滞在地において、プレー日の8～16時の8時間、雨が降り続いた場合	ゴルフ場へ支払う費用の50% ×てん補割合	1人あたり 10万円

第4条（降水お見舞いサービスの料金）

降水お見舞いサービスの料金は、当該旅行代金、当該宿泊代金または当該ゴルフ代金に含まれております。料金の個別開示は行いません。

第5条（降水お見舞いサービス適用条件の事前交付）

当社は、旅行者に対し、降水お見舞いサービス説明書および当規程を、旅行開始日までに書面または電磁的方法により交付します。

第6条（降水お見舞いサービス適用可否の判定）

1. 当社は、気象庁ホームページの「過去の気象データ検索」画面に掲載された情報を基に、旅行者が第3条（降水お見舞いサービスの提供）の適用条件に該当するか否かを判定いたします。（気象庁ホームページ<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/>）
2. 前項の判定の結果、お見舞いサービスを適用する場合は、旅行開始日から90日以内に旅行者へ通知します。
3. 旅行者から当社に対し、お見舞いサービスの適用申請を行う必要はありません。

第7条（お見舞いサービスの還元方法）

当社は、お見舞いサービスの還元方法について、降水お見舞いサービス説明書に記載します。

第8条（権利譲渡の禁止）

お客様は、当規程に定められた一切の権利義務について、第三者への譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第9条（当規程が適用されない場合）

1. 1泊日の前日から起算して、さかのぼって2日目に当たる日以降に申し込まれた旅行に対しては、当規程を適用いたしません。
2. 1泊日の前日から起算して、さかのぼって7日目に当たる日以降に、宿泊施設または日帰りゴルフ施設の全部または一部が変更された場合は、当規程を適用いたしません。
3. 宿泊または旅行の全部または一部が取り消された場合は、当規程を適用いたしません。
4. 当規定の有効期間（旅行開始日からその翌月末の前日までの期間）内において、旅行開始日、宿泊予定施設または日帰りゴルフ施設の全部または一部が変更された場合は、降水お見舞いサービス説明書を再度発行いたします。ただし、前2項に該当する場合を除きます。
5. お客様の詐欺、強迫または虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合は、当規程を適用いたしません。
6. 第1項から第3項の場合において、当社は降水お見舞いサービス料金の返還は行いません。但し、当該旅行代金、当該宿泊代金または当該ゴルフ代金の取消料に関する取り決めが別途定められている場合は、その取り決めに優先いたします。